

平成31年度施策評価表(平成30年度振り返り)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	04 新たな活気を生み出す産業の振興と消費生活の向上
上位政策	02 にぎわいと活力あふれるまち
施策統括課	産業政策課 施策統括課長名 島崎 修
関連課	産業政策課、生活文化課
関連する個別計画等	東久留米市農業振興計画
予定計画事業	地域産業推進協議会の運営、農業振興計画の推進、上の原地区への企業等誘導、地域の特色やニーズを生かした地域活性化事業
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・まちににぎわいや活力が生まれるよう、地域と連携して身近な商工業の活性化を支援するとともに、市内の資源を生かした新たな産業などの創出を図る。 ・農業をリードする新たな担い手の育成を支援するとともに、農産物のPR強化や市民が日常的にふれあい、理解を深めることで地産地消を推進し、都市農業の振興を図る。 ・消費者の安全、安心を確保するために、消費生活に関する相談や情報提供を行う。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
04-01 都市農業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・農業活性化事業について、関係団体からの意見を参考に、より効果的な補助となるよう検討を行い、都市農業を支援する。 ・地域を支える多面的な機能を持つ農地の減少を防ぐために、生産緑地制度の積極的な活用を図り、農地の保全に向けた取り組みに努める。また、ほとんどの生産緑地が期間経過となり買い取り申し出が可能となる平成34年を見据え、特定生産緑地制度に関する周知を図るなど農業委員会と連携して農地保全に向けて取り組む。 ・学校給食への地場産野菜の活用や農業体験などを通じ、農業と市民がつながりを創出し、地産地消を推進するための環境づくりを図る。 ・地元の農産物のブランド化を進めるために、安定的な生産体制と生産量が確保できるよう支援を行い、市内外への情報発信や販売の場の充実に取り組む。 ・都市農業振興基本法に基づき、本市の都市農業が発展するために効果的な施策を推進する。
04-02 商工業の活性化及び新たな産業などの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・起業や経営の補助、空き店舗対策などの支援制度により、経営環境を整えることで、雇用の安定と労働環境の向上を図り、地域の商工業が活性化できるよう取り組む。 ・商店街の取り組みを支援し、地域の活性化と人の交流を促進する商店街振興の推進に努める。 ・地域の商工会、事業者などと連携し、地域の特色やニーズを生かした地域活性化事業を行うための支援と体制づくりに取り組む。 ・地域の経済活動の中心である中小企業の労働環境と活力の維持・向上をめざし、さまざまな制度の情報提供をし、より効果的な支援について検討を行う。 ・本市が持つ個性・資源・魅力を市内外に広く知ってもらうための情報発信、また新たな観光資源の発掘などの戦略的なシティセールスを行い、経済活動を活性化させるまちのにぎわいを創出する。 ・まちのにぎわいと活力を生み出す、新たな産業の創出・誘導に取り組む。
04-03 消費生活の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「地方消費者行政強化交付金」を活用し、効果的な事業や相談体制の強化に取り組む。 ・特に相談件数の多い高齢者のケースを中心に、地域と連携して被害を未然に防ぎ、適切な解決ができるよう体制の整備に努める。 ・消費者教育の推進に関する法律に基づき、自立した消費者を育成するため、幼児期から高齢者までの各ライフステージに応じた消費者問題に関する講座やイベントの開催、情報発信を行い、消費生活に関する知識の普及啓発、教育の機会づくりに取り組む。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1	農業・商工業振興に向けた取り組み数	回	423	469	717
2	消費生活において環境の保全に気を付けている市民の割合	%	85.3	88.0	90.3
3					
4					
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト					
項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
本施策を構成する事務事業数	本	35	36	35	
トータルコスト	千円	364,727	317,841	161,718	
事業費（内書き）	千円	306,277	260,199	100,469	
人件費（内書き）	千円	58,450	57,642	61,249	

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	令和2年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興事業については、これまで取り組んできた市内産農産物のPRや民間事業者との共催による農業体験ワークショップについて、内容の充実を図りながら継続して実施している。多くの市民が都市農地の重要性や地場産農産物の品質の良さなどについて理解を深めるきっかけとなっている。 ・平成27年度に策定した「農業振興計画」についても東久留米市農業振興計画推進協議会及び同委員会において具体的な議論をいただき、その実現に向けて取り組みを進めている。計画の重点事業の一つに体験型農園の推進を掲げており、平成30年4月、親子を対象にした新しい体験型農園の開設に結びついた。 ・高齢化や相続などの理由により農地は減少傾向にあり、農地の保全是引き続き大きな課題となっている。国においても、都市農地保全に向け「生産緑地法」の一部を改正して新たに特定生産緑地制度を創設し、加えて「都市農地の賃借の円滑化に関する法律」を制定した。これに伴い農業委員会では、特定生産緑地制度を知らないという生産緑地所有者を一人も作らない活動を進めることとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興計画において令和2年度には計画全体の見直しを行うこととしている。よって平成31年度は計画の見直しに向け、これまでの4年間の取り組みについて一定の取りまとめを行う。 ・また、特定生産緑地の指定に向けて、制度を知らないという生産緑地所有者を一人も作らないために、農業委員会だよりでの周知、説明会の開催を行っており、引き続き農地保全の観点から生産緑地所有者への情報提供に努める。 ・「都市農地の賃借の円滑化に関する法律」の施行により新たな営農形態が可能となった。周辺自治体における実績など十分な情報収集を行い、市内農業者にとって有益な情報については積極的な情報提供を図る。 ・農業振興事業についてはこれまでと同様、農産物自体のPRを行い販売促進に努めるとともに、体験農園や収穫体験といった農業体験事業の育成を図る。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・資金融資制度において起業創業希望者の利便性向上を図るため平成30年度からの制度について見直しを行った。また、創業支援の取り組みの一つとして、平成31年度からの制度運用を視野に入れた、シェアキッチン事業に関する検討を行った。加えて、商店会については商店会長を対象に説明会などを丁寧に行うことにより都の補助制度などについて前年並みの活用を促し、商店会振興を図った。 ・情報発信事業については市公式Facebook等を活用し市内で開催される催し物やシーズナルな農産物などの積極的な情報発信に努めた。しかしながら認知度は十分とは言えないため、さらなる有用な情報の発信について検討する必要がある。 ・新たな産業の誘導については準工業地域の活用実態などについて調査を行ったが現状においては新たな事業用地は見つかっていない状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・起業創業支援にあたっては融資制度の利便性の向上等に取り組んできたが、そこまで起業創業のイメージが具体化されていない層を対象とした啓発事業などの裾野を広げる取り組みも必要である。また、シェアキッチン事業については、31年度に運用に向けた検討を行い、運用を開始しているが、問い合わせは複数件あるものの令和元年8月末現在で実施には至っていないことから、周知方法などを工夫しながら、マッチングに結び付けたい。 ・情報発信事業については市公式SNSの取り組みに加え、地域産業推進協議会委員によるFacebookの運用により、投稿数を増やし、細やかな個店の紹介などを行い、活性化するよう取り組みを継続する。また、新たに写真を主体としたInstagramも始めた。Facebook、Instagram、それぞれの利点を活かした情報発信に努める。 ・新たな産業誘導については引き続き地域産業振興懇談会等で関係機関との情報交換、情報共有を図りながらマッチングに努める。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・本市消費者センターへの平成30年度相談件数は、架空請求による相談が増えたこともあり、1057件となり前年度に比べて294件増となった。高齢者だけではなく50歳代からの相談も倍増している。相談内容が深刻化しているものもあることから、特に身近に相談できる者がいない高齢者単独世帯の被害防止と早期発見に努めるなど、消費者教育の充実が重要となっており、そのための関係課、機関との連携を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「地方消費者行政強化交付金」を活用し、効果的な事業や相談体制の強化に取り組む。 ・消費者教育の推進に関する法律に基づき、子どもや高齢者、見守りを行う方など各ライフステージに応じた消費者問題に関する講座やイベントの開催、情報発信を行い、消費生活における知識の普及啓発を行う。

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	令和2年度に向けた方向性
4			
5			

5 令和2年度に向けた施策方針

- ・都市農業の活性化については引き続き「東久留米市農業振興計画」（平成28年～平成37年）を推進するために農業振興計画推進協議会の主導のもと、JAなどの関係団体と連携し、8つの重点事業などの実現に向けた事業を展開していく。
- ・商工業の活性化については、小規模事業者を支援していくとともに、新たな事業者の参入を促すために創業希望者を支援する。また東久留米市に立地を希望する事業者の情報収集、提供を行い、新たな産業を誘導する取り組みなどについて商工会等の関係団体と連携し、積極的に取り組んでいく。
- ・消費者生活の向上については、国の「地方消費者行政強化交付金」の活用により、消費生活相談機能強化及び相談体制整備を図っていく。また、消費者教育、消費者被害防止啓発事業を実施する。

6 令和2年度の施策の位置づけ	重点施策以外
-----------------	--------